

交通労働災害を防止しましょう！！

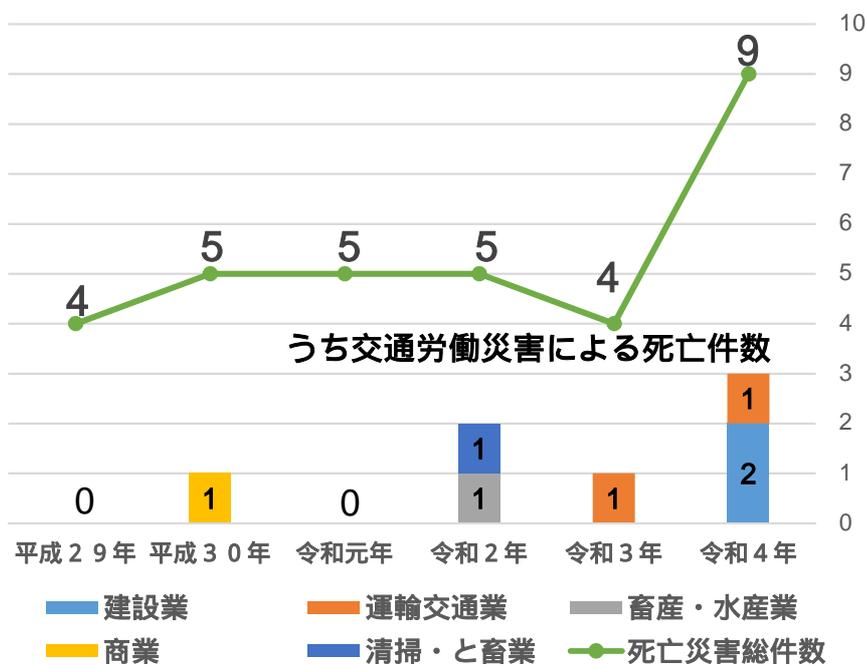
令和4年9月末日時点における水戸署管内の死亡災害件数は9件であり、前年より5件増加している状況にあります。

このうち、交通労働災害による死亡件数は、3件であり、大きな割合を占めています。

業種別では、建設業2件、運輸交通業1件となっています。

交通労働災害は、被災者だけでなく、一般市民にも被害が及ぶことがあります。業務で、自動車を使用する事業場では、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図る必要があります。

死亡災害発生件数（水戸署管内）



●死亡災害事例(水戸署管内)

1	令和2年	清掃業	被災者は、ごみ集積場でごみを収集車に積み込み、徒歩で次の収集場所へ移動していたところ、左折した当該ごみ収集車にひかれた。
2	令和3年	一般貨物自動車業	会社所有の2トントラックで、道路を走行しているとき、対向車の1トンワンボックスと正面衝突した。正面衝突後、当該トラックは、路肩の休耕田(4メートル位下)に転落した
3	令和4年	建設業	打合せ協議先から帰社途中乗用車を運転中、センターラインをはみ出し大型車との正面衝突事故で死亡した。
4	令和4年	一般貨物自動車業	4tトラックを運転中、道路左側の縁石に乗り上げ、その勢いで対向車線へはみ出し、対向車線を走行していた10tトラックと正面衝突した。
5	令和4年	建設業	準中型トラックに2名が同乗し、建設現場に向かうため、高速道路を走行していたところ、走行車線で横転した。



交通労働災害防止のためのガイドラインについて

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

- ・労働災害防止に関係する管理者を選任すること。
- ・交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生指針の表明を行うこと。
- ・安全衛生計画を作成すること。

2 適正な労働時間等の管理及び走行管理

- ・十分な睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間管理及び走行管理を行うこと。
- ・道路地図、過去の走行記録、各種道路情報提供機関からの情報に基づき、走行経路を決定すること。

3 点呼の実施

- ・走行前の点呼において、睡眠不足、体調不良等を確認し、正常な安全運転に支障がある者に運転の業務に就かせない等、必要な措置を講じること。

4 安全運転のための教育

- ・交通法規、改善基準告示を遵守すること。
- ・十分な睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、体調の維持の教育。
- ・警察からの交通事故発生状況、交通事故に関するヒヤリハットの周知。
- ・運転場面を想定したイラストシート・写真等を用いて、危険予知訓練を実施すること。

5 健康診断の実施

- ・深夜に運転業務を行うものには、6か月以内ごとに1回、深夜業に係る特定業務健康診断を実施すること。
- ・長時間労働者に対しては、医師の面接指導等を実施すること。

6 その他

- ・異常気象等により、安全な運転が困難な場合は、その状況を運転手に伝え、場合によっては運転を中止する等の措置を講じること。
- ・走行前に自動車の点検を行い、異常がある場合は補修すること。

交通労働災害防止のためのガイドラインの全文は、QRコードから



交通労働災害防止については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>



厚生労働省 茨城労働局 水戸労働基準監督署

令和4年10月作成